

メディア時評

山田 健太

(8月)

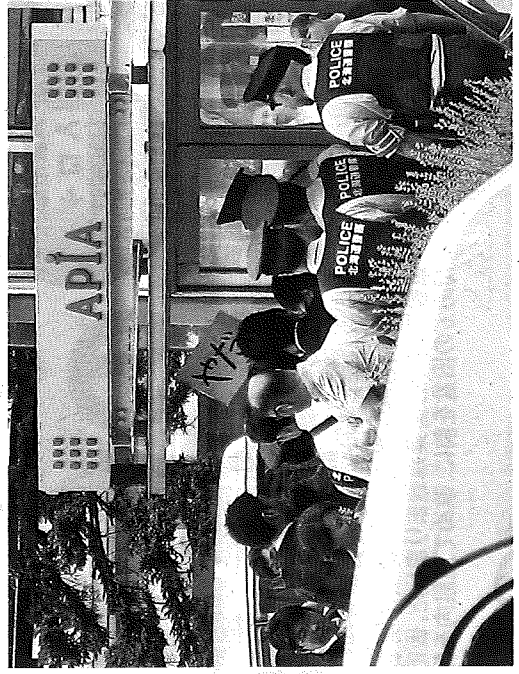
参議院選挙の前も後も一貫して変わらないのは、何でも「なかつたこと」にしよとする政府を中心とする動きだ。これは言うまでもなく、民主主義社会の根幹である、議論の前提を突かぬものであって、社会の存続にとって大きな危機だ。具体的事例を追いながら見ていこう。

事実隠し

一部の新聞では大きな抜点となったが、東京地裁で係争中の廷達で「事件」は

「起つた。国家賠償訴訟で「認語」という珍しい対応を示したからだ。少しややこしい話だが経緯を追ってみよう。

裁判は、日米合同委員会が議事録の公開を求めるいゆる情報公開訴訟である。合同委員会は日米地位協定により設置されたもので、合意の一部は公表用資料として明らかになる場合もあるものの、議事録は一貫して非公開、会議の中身は闇の中のまま、米軍本位の基地運用がなされている



7月15日、札幌市で行われた安倍首相の街頭演説で、やじを飛ばした人を取り囲む北海道警の警察官

出版インタビュー

芦田愛菜さん 女優

女優の芦田愛菜さんが初の著書「まなの本棚」(小学館)を発表した。手間は

「悪の根拠」の一つでもある。これに対し情報公開法をアリタハウス(三木由希子理事長が原典となり、1960年の第1回委員会議事録の不開示、行政協定時代の52年の議事録の不在に対し、決定を取り消し、開示するよう求める情報公開訴訟が起された。この二つの文書はいずれも、協定内容は日米双方の合意なしに公表されない旨が記載されている。

知る自由を狭める

都合悪く情報「闇」に 民主主義の根幹危機

載られているとされ、まずは委員会の闇のスタートである「見せない決定」を疑ったものである。この訴訟の過程で、沖縄県がかわる裁判が大きな意味を持つことになる。北部演習場の中を通る貫道7号線の共同使用に関する日米合同委員会文書を巡る事件で、沖縄県が開示決定したことにに対し、国が県の公開決定の取り消しを求め、裁判を起した。その際、不開示すべき証拠として60

不戦敗を選択

これに対し国は頑なにメールの提出を拒んだことかから、民事訴訟法に基づき文書提出命令の申し立てが行われた。これは、「当事者

不開示を決めた経緯を明らかにするよう求めた。これに対し国は、電話とメールでやり取りをしていたことを明らかにしたことから、原告はメールの提出を求めたことになった。いわば当然の成り行きである。

年議事録の一部を裁判所に提出をしていたことが分かったからだ。まさに、議事録の公開を求め、国が不開示を決めていた文書が、別の裁判で国自身が開示していたという事態が生まれただけである。

そこで前述の情報公開訴訟は、すでに防衛省が公開訴訟が起されたこと、開示決定したことにに対し、国に賠償を求めるという形に変わり、さらに日米間で

が訴訟において引用した文書を目撃するときは、「文書の所持者は、その提出を拒むことができない」という規定に則したものだ。言い換えると、国は主張を撤回し、やり取りは電話だけで「メールはなかつたこと」にしてきた。一度法廷で明確にメールでのやり取りを説明したにもかかわらず、それをなかつたこととできると考えること自体が驚きであるが、これまでの政府の行状を考えるとこの間、加計・森友事件や自衛隊日報問題、公文

書の隠蔽・改竄・廃棄してきたわけで、むしろ驚く値しないのかもしれない。

これに対して裁判所は、国からメールの提出を要すると実際の中身で判断するよう命令を出した。6月27日の法廷で突然、頭に述べたように「国賠償請求の認語」を宣言し、不戦敗を選択したわけだ。まさに、この一連のやり取りを

「なかつたこと」にする最終手段に出たということだ。

選挙絡みでも続発

先の参議院選挙期間中には、街頭演説のさなかにやじをした群衆を拘束する「事件」が起きた。札幌市で7月15日に行われた安倍晋三(自民党総裁(首相))の選挙カー上からの演説中、やじを飛ばした市民複数を北海道警の警察が身体拘束し、演説会場から排除した。まさに、沖縄の辺野古で日常的に行われている、抗議活動を行う市民の現場から

の排除行為とそっくりであるが、暴徒はトラブル防止と公職選挙法上の演説妨害にあたり、対応は適切であったと反論していると伝えられている。

選挙の自由妨害の一つとして規定されているものであるが、豊島敏は宣言「聴衆がこれを取り除くことを不可能または困難ならしめるよう所為としており、肉声のやじがこれに該当するについては、否定的な見解が多数だ。それどころ

か、警察の政治的中立を疑われても仕方ないとの指摘がなされているが、これまた沖縄の海上保安庁の振る舞いにそのまま当てはまることでもある。そして今回の事例から明らかなのは、こうした反対の声を「なかつたこと」にする強硬な意志が働いているということだ。

そして選挙後には沖縄県で、異例の会見が開かれる「事件」も起きた。本紙でも7月16日記事で報じられたように、23日付の沖縄タイムズの参議院選挙の目録委員連内の動きを検証した記事に対し、公の場での会見を開き、名指して批判するともに、訂正を求めたからだ。

ここ数年の顕著な状況として、政権から個別の番組や記事内容に関し抗議がなされ、その結果、将来の取材や報道に対する圧力につながりかねない状況が生じている。公取に対する取材・報道は最大限の取材・報道の自由が保障されるべき領域であって、批判は自由として受けるのが基本的態度であるべきだ。

また、今回の事案でいえば、事業関係で個別に抗議するとはあっても、わざわざ会見を聞く意味合いは、単に事業関係を改めたという以上の当該紙に対するいやがらせと、他

の報道機関に対する圧力と捉えられても致し方ない状況がある。とりわけ今回の取材源の開示を求めることに、参議院の仕方は、事実上、批判報道をするなど言っているに等しいから、公の発言が報じられなければ、記者・視聴者の知る自由を大きく狭めることになるだろう。これまた、県連内の不都合な内容を「なかつたこと」にするとしていると思わせるような対応である。

県民投票しかり、さらには辺野古の抗議行動しかり、政府は自ら都合の悪い事実を「なかつたこと」にする強硬な対応を繰り返してはどうか。こうした対応は、沖縄県民団体の軍閥手をめぐる教科書記述の問題などで、決して認められるものではないことを政府も学習しているはずだ。それにもかかわらず、その体質が故まるごころかより開き直りを感じられる状況になっていることを深く憂う。

さらに言えば、8月に入った「あいちトリエンナーレ」での表現の不自由展・その後展示の中止もまた、「なかつたこと」にするよう議論の機会を奪ってしまったという意味で、延長線上にある「事件」だ。(専修大学教授・言語学 (第2土曜掲載))

新刊紹介

記録や証言 歴史の深層探

「フィアン」 大から日本を見つめる島」 (吉永直樹)

米島演、北アリア

島のフィアン島はかつて山形や福島、沖縄県から、貧しい農村の出身

多くの日本人が入植し、日本軍との激戦を制し、軍に与っていた

時評

夜

都会で生まれ育つ
街灯の少ない
暗い夜道は怖いの

つま先を上げると
道なりに急ぎ足
横切る之口猫は

島で過す夜、あ
れなやなな聞い
散らばる星の隣

こんな夜に、こ
知っていたなら
悠々と歩きたい

ひろおか・あ
育ち 与那原町
ルくん」『MO
産経新聞の「朝

賞。著書に『あ
りだけなげす

◇第1